

いすみ市感震ブレーカー設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、地震発生時における電気に起因する住宅火災から市民の生命及び財産を守るため、感震ブレーカーを設置する者に対し、予算の範囲内において、いすみ市補助金等交付規則（平成17年いすみ市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの告示に基づき、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この告示において「感震ブレーカー」とは、一定以上の地震の揺れを感知した場合に住宅内の電気のブレーカーを落として電力の供給を遮断し、電気に起因する出火を防止するための器具のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 分電盤タイプ（内蔵型） 一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤（JWDS0007付2）の規格（以下単に「規格」という。）で定める構造及び機能を有するもので、住宅用分電盤に感震装置が内蔵されているものをいう。
- (2) 分電盤タイプ（後付型） 規格で定める構造及び機能を有するもので、既存の住宅用分電盤の近傍に取り付けるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助金の交付申請時において、本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記録されている者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 居住している住宅に感震ブレーカーを設置しようとする者（当該居住している住宅の所有者でない場合は、所有者又は管理者の承諾を受けている者）
- (2) 市内に自らが居住するための住宅を新築する者であって、当該住宅に感震ブレーカーを設置しようとするもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな

- (1) 市税等の滞納がある者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、感震ブレーカーの購入及び設置に要する経費とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、3万円を上限とする。

2 補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、いすみ市感震ブレーカー設置事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、感震ブレーカーを購入する前（契約を伴う場合は契約締結前）までに市長に申請しなければならない。

- (1) 感震ブレーカーの設置予定箇所の写真又は図面

- (2) 規格の適合が確認できるもの
- (3) 感震ブレーカーの購入及び設置に係る見積書の写し
- (4) 住宅を所有していることを証する書類
- (5) 承諾書（様式第2号。申請者と住宅の所有者が異なる場合に限る。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、いすみ市感震ブレーカー設置事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（変更の承認等）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、規則第5条第1号又は第2号の規定により変更等の承認を受けようとするときは、その内容及び理由を記載したいすみ市感震ブレーカー設置事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、いすみ市感震ブレーカー設置事業変更（中止・廃止）承認通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、いすみ市感震ブレーカー設置事業実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添付して、当該事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い期日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 設置状況が確認できる写真
- (2) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、いすみ市感震ブレーカー設置事業補助金交付確定通知書（様式第7号）により、交付決定者に通知するものとする。

（交付の請求）

第11条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、いすみ市感震ブレーカー設置事業補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消し等）

第12条 市長は、交付決定者が規則第18条の規定に該当すると認めるとき又はこの告示の規定に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、当該取消しを受けた者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

（免責）

第13条 この告示に基づく補助金の交付は、感震ブレーカーの設置により地震発生時の家屋の出火及び延焼から生命及び財産を守ることを保証するものではなく、被害が発生しても市はその責任を負わない。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年7月1日から施行する。